

財務省告示第七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

十四回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一

の法律及びそ 条第一項並びに国債整理基金特

別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五 条第一項及び第五

ノ二 成十三年法律第七十五号。以下

三 振替法の適 用等

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に進行される入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非



六

イ

発

行

入 価 行  
札 格 行  
発 競 額  
行 争 額

口

八

二

行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非  
入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 発 競  
札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争  
発 競 加 場 発 競 加 場 入

百 付 ノ 国 千 利 第 国 七 利 第 国 円 五 国 二 千 額 発 法 五 額 発 第 う 額  
八 国 二 債 七 付 一 債 十 付 一 債 百 債 の 八 面 行 第 万 面 行 十 ち 面  
十 債 の 整 百 国 項 整 四 国 項 整 九 に 規 百 金 し 五 円 金 し 一 、 金  
一 に 規 理 十 債 の 理 億 債 の 理 十 つ 定 六 額 た 条 、 額 た 条 財 額  
億 つ 定 基 二 に 規 基 八 っ 定 金 三 い に 十 で 利 第 国 で 利 第 政 で  
円 い に 金 億 つ 定 金 千 っ 定 金 億 て 基 万 一 付 一 債 四 付 一 融 一  
て 基 特 円 い に 特 百 っ 定 金 二 は づ 円 兆 国 項 整 千 国 項 資 兆  
、 づ 別 づ 会 万 円 づ 会 千 づ 会 三 、 き 、 千 債 の 理 百 債 の 資 七  
額 き 会 づ 会 計 計 額 き 計 三 額 、 千 同 法 百 つ 定 金 億 つ 定 特 二  
面 発 計 額 き 計 面 発 法 面 発 法 三 面 行 法 第 十 い に 規 基 億 三 い に 別 百  
金 行 法 額 き 計 金 行 第 五 額 き 計 三 金 し 第 五 四 て 基 別 千 八 は づ 計 億  
額 し 第 額 し 五 額 し 五 額 し 五 五 額 た 利 条 億 は づ 会 八 は づ 計 億  
で た 五 額 し 五 額 し 五 額 し 五 五 万 千 付 ノ 三 、 き 計 百 、 き 法 円  
八 利 条 額 し 五 額 し 五 額 し 五 五 万 千 付 ノ 三 、 き 計 百 、 き 法 円

		十 十		九 八		二		八		口		イ		七						
		イ 一		振 額 最						口		イ		払						
特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 債 行 入	非 競 争 入	入 札 行 争	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発 競	争 非 者 特 別 参 加 場	行 入 札 発 競	争 非 者 特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 債 行 入	非 競 争 入	入 札 行 争	価 格 競 争	込 金 額	
		十 九 銭	額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	格 十 六 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 十 九 円 九	額 十 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 十 九 年 二 月 二 十 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円				八 百 八 十 億 九 千 百 十 九 万 円					円 千 七 百 十 一 億 八 千 二 百 五 十 九 万 八 千 八 百	一 兆 七 千 二 百 六 十 四 億 四 千 九 百 七 十

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年  
一 募 入 七  
・ 決 定 の セ ン ト  
は、払込金額に通知を受け、次  
式により算出した金額を第  
十号の規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である場合  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。  
 平成十九年六月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

第二の利子以後の第二期利子  
 毎六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成二十八年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成十九年二月二十日  
 日本銀行の本店又は支店